

平成29年度金沢大学環日本海域環境研究センター共同研究・研究集会公募要領

金沢大学環日本海域環境研究センター（以下「センター」という。）は、平成27年4月に研究領域を4領域（大気環境、海洋環境、陸域環境、統合環境）に改組し、従来にも増して環日本海域の環境汚染や環境変動に焦点を合わせ、その機序解明と対策に視点を置いた基礎的並びに応用的研究を推進しています。

この度、国内外の研究者が、センター教員を研究分担者として実施する共同研究及び研究集会の平成29年度の課題を下記のとおり公募します。

記

1) 趣旨・目的

環日本海域を対象とする国内外の共同先端研究を推進して成果を発信するとともに、次世代を担う若手環境研究者を育成する「共同研究」及び「研究集会」の課題を募集します。

「共同研究」・「研究集会」では、大気環境、海洋環境、陸域環境、統合領域の領域に所属する施設や国際共同研究ネットワークや国際観測ネットワークを活用して積み重ねてきた環日本海域の研究実績等のリソースを有効に活用し、国内外の関連分野の研究者の参画を通して、グローバルな視野で越境汚染に伴う環境変動に関する国際共同研究拠点を形成する共同研究プログラムを推進します。

2) 公募研究課題

環日本海域に関連する基礎的研究、応用的研究及び学術集会・シンポジウム等の研究集会を募集します。対象は、次のいずれかに関連する研究とします。

- a) 環境汚染や環境変化の検知とその要因に関する研究
- b) 環境変化が健康に及ぼす影響に関する研究
- c) 生態系と人間社会の共生に関する研究
- d) 地域環境の将来予測に関する研究
- e) 持続可能な社会創成に関する研究

3) 共同研究・研究集会の形態

以下の(a)～(d)の形態を募集します。

各研究課題には、センター教員1名以上が研究分担者であることが必要です。

また、各形態に「国際枠」を設け、数件程度採択をします。

「国際枠」は、海外の研究者が代表者となる研究課題とし、共同研究においては、センターの施設・設備を利用するだけでなく、センターの研究分担者が代表者の所属機関の施設・設備を利用する計画とし、研究集会においては、代表者の所属機関又は周辺の施設で開催する計画とします。

(a) 重点共同研究（一般枠／国際枠） 2件（100万円以内/1件）

旅費・滞在費・消耗品費

※ 上記2)公募研究課題の複数のカテゴリーに跨り、かつ多数の国内外の研究分担者（5名以上）が参画する研究課題とします。

(b) 一般共同研究（一般枠／国際枠） 30件程度（10-30万円/1件）

旅費・滞在費・消耗品費

(c) 若手研究者育成共同研究（一般枠／国際枠） 2件程度（10-30万円/1件）

旅費・滞在費・消耗品費

※ 若手研究者育成共同研究は、申請者が博士後期課程学生である必要があります。また、事前に指導教員の下承を得てから申請ください。

(d) 研究集会（一般枠／国際枠） 3件程度（30-60万円/1件）

旅費・滞在費・消耗品費・施設設備使用料等

※ 一般枠は、石川県内において開催する計画とします。

※ 国際枠は、研究代表者の所属機関又は周辺の施設で開催する計画とします。

4) 利用施設・設備

センター施設・設備のうち利用可能な設備は、共同利用主要設備一覧（資料1）を参照してください。（金沢大学環日本海域環境研究センターホームページトップページ→共同利用→共同利用機器・施設からも参照可能です。）

施設・設備の利用においては、この点に留意されると共に、詳細については「金沢大学環日本海域環境研究センター共同研究・研究集会の手引き」及び金沢大学環日本海域環境研究センター長（以下「センター長」という。）の指示に従ってください。

5) 研究実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間

6) 応募資格

- a) 大学及び学術研究機関に属する研究者若しくは博士後期課程学生
- b) センター長が適当と認めた者

※ 博士後期課程学生は「若手研究者育成共同研究」にのみ申請者として応募できません。

※ 共同研究期間終了後2年以内に共同研究により得られた成果を学術専門誌等に発表（若しくは投稿）することを応募の条件とします。（詳細は「13）成果報告」を参照ください。）

※ 学生が申請者や分担者になる場合は、実施までに傷害保険及び賠償責任保険（学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険等）に加入すること条件とします。

7) 応募方法

申請に当たっては、センター教員と十分な打合せを行った上で、様式1（平成29年度共同研究申請書・実施計画書）、または様式2（平成29年度研究集会申請書・実施計画書）（以下「申請書」という。）を作成・提出してください。

申請書の作成に当たっては、科学研究費助成事業の応募書類作成に準じて焦点を絞り具体的かつ明確に記載するようにしてください。

申請書はE-mailにて下記アドレスに提出してください。E-mailの題名は「共同研究・研究集会申請」としてください。

【提出先】

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学環日本海域環境研究センター共同研究・研究集会事務局

（理工系事務部会計課研究協力係）

Tel: 076-234-6861・6862・6863

E-mail: k-inet.jurc@adm.kanazawa-u.ac.jp

なお、採択された場合には、所属長の承諾書を提出いただくこととなりますので、ご留意願います。

（注）法令等の遵守の義務について

採取に際し、法令等の遵守が義務づけられている試料に関しては、その遵守の該

当の有無を申請書の「法令等の遵守の義務」欄にご記入ください。「法令等の遵守の義務」が該当する試料については、共同研究開始までに必要な許可等を得てください。

具体例としては、

ワシントン条約において規制されている動植物、加工製品等（サンゴやシャコ貝、象牙など）

<関係 URL>

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/cites_about.htm

8) 申請書提出期限

申請書の締切は、下記のとおりとします（期限厳守）。（様式1または様式2）

平成29年3月17日（金）

ただし、センター長が学術的に重要かつ緊急性があると認めるものに対しては、随時、申請書の提出を受け付けます。この場合、原則として利用希望開始日の1ヶ月前までに申請書を提出してください。（様式1または様式2）

9) 採否の決定等

金沢大学環日本海域環境研究センター共同利用・共同研究拠点専門委員会における審議を経て、センター長が採否を決定し、各応募者にE-mailで通知します。なお、採択された場合、研究者の方々には「金沢大学環日本海域環境研究センター共同研究員」として委嘱いたします。

平成29年3月下旬予定

[随時受付] 申請書を受理してから約3週間後程度

採択者は、採択通知受領後、誓約書及び所属長の承諾書を速やかに提出してください。

採択者は、センター教員と連絡調整の上、センターの施設・設備の利用日時を確定してください。なお、諸事情により利用期間内にセンターの施設・設備を利用できないことが確定した場合には、その旨を文書（利用できない理由も含め）で事務局までお申し出ください。

なお、採択番号・課題名・申請者氏名・所属（職名）については、センターのウェブページに掲載させていただきます。掲載を望まない事項がある場合は、事務局

までお申し出ください。

10) 申請内容の変更

採択後、センター利用者の追加・変更を含め申請書の内容を一部変更しようとする場合には、利用前に速やかにセンター教員に相談の上、変更申請書を事務局まで提出してください（なお、内容によっては変更が認められない場合があります）。

研究代表者の所属機関・部局が変更となった場合は、事務局まで連絡のうえ、誓約書及び所属長の承諾書を再提出ください。職名の変更等の軽微な変更については、誓約書及び所属長の承諾書を再提出は不要です。

11) 経費負担等

研究に必要な消耗品費の一部は共同研究費から支弁するが、原則として利用者負担とします。

経費は、各研究代表者の所属機関への配分はいたしません。センターの研究分担者を通して経費を執行します。

旅費を申請できる用務先は、原則として本センター及び本センターの関連施設に限ります。ただし、「国際枠」の研究課題では、前述に加え、センターの研究分担者が代表者の所属機関で共同研究を行うための旅費も支出することができます。

センターが主催するシンポジウム等で、研究成果の発表をしていただくことができますが、その際には発表者に対して旅費の支援を行います。

12) 知的財産権の取扱

原則として、利用者の所属する機関の発明等に関する規程により、利用者又は利用者の所属する機関に帰属することとなります。ただし、本学研究者等の知的貢献が認められる場合における当該発明等の取扱については、本学と別途協議する必要があるため、金沢大学職務発明等取扱規程第2条第7号及び第9号に規定する発明等が生じた又は生じる可能性がある場合には、速やかに事務局にお申し出ください。また、利用者の所属する機関等が単独で出願等の手続きを行おうとする場合には、当該発明等に係る知的財産権出願等の前に、あらかじめ事務局にお申し出ください。

注) 金沢大学職務発明等取扱規程第2条第7号及び第9号に規定する「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・ 特許権の対象となるものについては発明
- ・ 実用新案権の対象となるものについては考案
- ・ 意匠権の対象となるものについては創作
- ・ 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成

・プログラムの著作物にあつては、本学の発意に基づき本学の業務に従事する教職員等が職務上作成するものを、データベースの著作物にあつては、本学の発意に基づき本学の業務に従事する教職員等が職務上作成するもので本学が自己の著作の名義の下に公表するものを、回路配置にあつては、本学の業務に従事する者が職務上創作をしたものは職務著作

13) 成果報告

申請者は、様式3または様式4により成果報告書を平成30年4月28日（金）までに作成・提出してください。提出された成果報告書の内容は、センターの報告書（年報）及びウェブページに掲載されます。なお、センターが主催するシンポジウム等で研究成果の発表をしていただくことがあります。

また採択者は、共同研究期間終了後2年以内にその成果を学術専門誌等に発表（若しくは投稿）してください。止むを得ず発表できない場合は、その理由と猶予期間を事務局まで届け出ください。なお、センターとの共同研究に基づく研究であることを次のように付記していただくと共に、論文・報告等の別刷りまたは写しをセンターに2部提出していただきます。当該論文の著者・所属・共著者・論文タイトル・掲載誌名巻号・該当課題番号等は、センターのウェブページに掲載されます。

和文：本研究は金沢大学環日本海域環境研究センター共同研究（採択番号）のもとで実施されました。

英文： This study was performed under the cooperative research program of Institute of Nature and Environmental Technology, Kanazawa University
<Accept No. >.